



国土建第 5 6 9 号
令和 2 年 3 月 3 1 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公共工事の前金払及びその特例の取扱いについて（通知）

令和 2 年度における国土交通省直轄工事に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和 2 1 年勅令第 5 5 8 号）第 2 条第 3 号に規定する公共工事の代価の前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）について、別添 1 のとおり、国土交通大臣と財務大臣との間に同令第 4 条の規定に基づく協議が整い、別添 2 のとおり各保証事業会社社長あてに、別添 3 のとおり地方公共団体主管部局長等あてに、それぞれ通知しましたので、お知らせします。

貴団体におかれましては、傘下の建設業者に対しても、周知方お願いします。

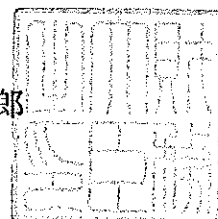


財計第 2 0 2 5 号
令和 2 年 3 月 3 0 日

国 土 交 通 大 臣 殿

財 務 大 臣

麻 生 太 郎



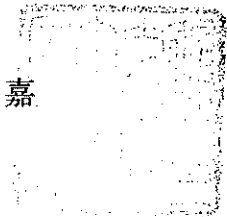
公共工事の代価の前金払について

令和 2 年 3 月 2 4 日付国官会第 2 7 7 0 9 号をもって協議のあった標記の
ことについては、異存のない旨回答する。

国官会第27709号
令和2年3月24日

財 務 大 臣 殿

国 土 交 通 大 臣
赤 羽 一 嘉



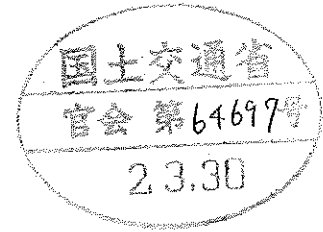
公共工事の代価の前金払について

令和2年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号。以下「臨時特例」という。）第2条第3号に規定する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社により前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の代価の前金払の範囲及び割合については、別紙に掲げるところにより実施したく、臨時特例第4条の規定により、協議する。

(別紙)

範 囲	割 合
(工 事) 1 件の請負代価が 3 0 0 万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費。 (設計又は調査) 1 件の請負代価が 3 0 0 万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査において、当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費。 (測 量) 1 件の請負代価が 2 0 0 万円以上の測量において、当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費。 (機械類の製造) 契約価格が 3, 0 0 0 万円以上で納入までに 3 か月以上の期間を要する土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類（本項中「工事用機械類」という。）の製造に必要な経費（契約価格が 3, 0 0 0 万円未満であっても、当該契約中に単価 1, 0 0 0 万円以上で、納入までに 3 か月以上の期間を要する工事用機械類の製造を含む場合は、当該工事用機械類の製造に必要な経費を含む。）。	請負代価の 1 0 分の 4（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 5）以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 1 0 分の 5（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 6）以内。 請負代価の 1 0 分の 3（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 4）以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 1 0 分の 4（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 5）以内。 請負代価の 1 0 分の 3（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 4）以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 1 0 分の 4（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 5）以内。 製造代価の 1 0 分の 3（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 4）以内。

(注) 被災地域とは、岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村をいう。



財計第2027号
令和2年3月30日

国土交通大臣 殿

財務大臣

麻生 太郎



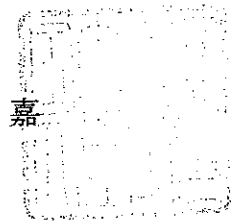
公共工事の代価の中間前金払について

令和2年3月24日付国官会第27710号をもって協議のあった標記のことについては、異存のない旨回答する。

国官会第27710号
令和2年3月24日

財 務 大 臣 殿

国 土 交 通 大 臣
赤 羽 一 嘉



公共工事の代価の中間前金払について

令和2年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号。以下「臨時特例」という。）第2条第3号に規定する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社により中間前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の代価の中間前金払の範囲及び割合については、別紙に掲げるところにより実施したく、臨時特例第4条の規定により、協議する。

(別紙)

範 囲	割 合	支 払 の 条 件
1 件の請負代価が1, 0 0 0 万円以上で、かつ、工期が1 5 0 日以上土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。以下同じ。）（ただし、被災地域において行われる工事については1 件の請負代価が3 0 0 万円以上のものとする。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。） 、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。	請負代価の1 0 分の2 以内。	(1) 工期の2 分の1 を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われていること。 (2) 工事の進捗額が当該契約額の2 分の1 以上であること。

(注) 被災地域とは、岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村をいう。

国土建第567号
令和2年3月31日

各保証事業会社社長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公共工事の前金払及びその特例の取扱いについて（通知）

令和2年度における国土交通省直轄工事に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第2条第3号に規定する公共工事の代価の前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）について、別添のとおり、国土交通大臣と財務大臣との間に同令第4条の規定に基づく協議が整い、東日本大震災の被災地域における特例が継続されることとなりました。また、公共工事の代価の前金払をなすことができる範囲を拡大する特例についても継続されることとなりました。

これを受け、下記の通り取り扱うこととしますので、適切に対応されるようよろしくお願いします。

また、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条の規定に基づく地方公共団体発注工事に係る前金払及びその特例についても、引き続き、適切に対応されるようよろしくお願いします。

記

1. 東日本大震災の被災地域における特例の対象となる公共工事は、次のとおりとする。

(1) 平成23年4月22日から令和3年3月31日までに新たに請負契約を締結した公共工事及び平成23年3月12日（東日本大震災発生日の翌日）以後に新たに請負契約を締結し平成23年4月22日から令和3年3月31日までに変更契約を締結した公共工事であって、岩手県、宮城県及び福島県において施工されるもの

※施工される区域が岩手県、宮城県及び福島県とそれ以外の区域にまたがる工事についても適用される。

※国庫債務負担行為に係る工事についても適用される。

(2) 平成23年4月22日から平成28年3月31日までに新たに請負契約を締結した公共工事及び平成23年3月12日以後に新たに請負契約を締結し平成23年4月22日から平成28年3月31日までに変更契約を締結した公共工事であって、東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（岩手県、宮城県、福島県及び東京都を除く。以下同じ。）において施工されるもの

※施工される区域が東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域とそれ以外の区域にまたがる工事についても適用される。

※国庫債務負担行為に係る工事についても適用される。

2. 使途拡大特例の適用対象となる前払金（中間前払金を含まない。以下同じ。）は、平成28年4月1日から令和3年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事（国庫債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金で、令和3年3月31日までに払出しが行われるものとする。

なお、特例により前金払の対象となるのは、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）とし、これらに充てられる前払金

の上限は、前払金額の100分の25とされている。

また、平成28年4月1日から令和2年3月31日までに請負契約を締結した工事に係る令和2年度の特例の適用については、発注者と受注者間で協議の上当該請負契約を変更し、特例を適用するものとする。

別添

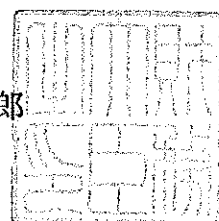


財計第 2 0 2 5 号
令和 2 年 3 月 3 0 日

国土交通大臣 殿

財務大臣

麻生 太郎



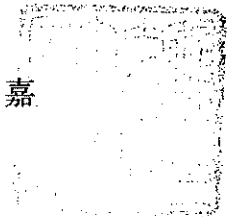
公共工事の代価の前金払について

令和 2 年 3 月 2 4 日付国官会第 2 7 7 0 9 号をもって協議のあった標記のことについては、異存のない旨回答する。

国官会第27709号
令和2年3月24日

財 務 大 臣 殿

国 土 交 通 大 臣
赤 羽 一 嘉



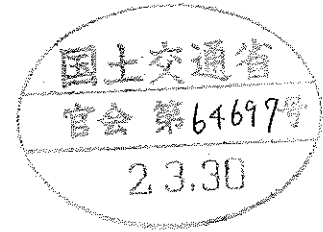
公共工事の代価の前金払について

令和2年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号。以下「臨時特例」という。）第2条第3号に規定する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社により前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の代価の前金払の範囲及び割合については、別紙に掲げるところにより実施したく、臨時特例第4条の規定により、協議する。

(別紙)

範 囲	割 合
(工 事) 1 件の請負代価が 3 0 0 万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費。 (設計又は調査) 1 件の請負代価が 3 0 0 万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査において、当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費。 (測 量) 1 件の請負代価が 2 0 0 万円以上の測量において、当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費。 (機械類の製造) 契約価格が 3, 0 0 0 万円以上で納入までに 3 か月以上の期間を要する土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類（本項中「工事用機械類」という。）の製造に必要な経費（契約価格が 3, 0 0 0 万円未満であっても、当該契約中に単価 1, 0 0 0 万円以上で、納入までに 3 か月以上の期間を要する工事用機械類の製造を含む場合は、当該工事用機械類の製造に必要な経費を含む。）。	請負代価の 1 0 分の 4（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 5）以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 1 0 分の 5（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 6）以内。 請負代価の 1 0 分の 3（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 4）以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 1 0 分の 4（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 5）以内。 請負代価の 1 0 分の 3（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 4）以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 1 0 分の 4（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 5）以内。 製造代価の 1 0 分の 3（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 4）以内。

(注) 被災地域とは、岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村をいう。



財計第2027号
令和2年3月30日

国土交通大臣 殿

財務大臣

麻生 太郎



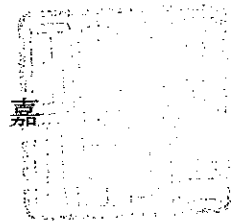
公共工事の代価の中間前金払について

令和2年3月24日付国官会第27710号をもって協議のあった標記のことについては、異存のない旨回答する。

国官会第27710号
令和2年3月24日

財 務 大 臣 殿

国 土 交 通 大 臣
赤 羽 一 嘉



公共工事の代価の中間前金払について

令和2年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号。以下「臨時特例」という。）第2条第3号に規定する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社により中間前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の代価の中間前金払の範囲及び割合については、別紙に掲げるところにより実施したく、臨時特例第4条の規定により、協議する。

(別紙)

範 囲	割 合	支 払 の 条 件
1 件の請負代価が1, 0 0 0 万円以上で、かつ、工期が1 5 0 日以上土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。以下同じ。）（ただし、被災地域において行われる工事については1 件の請負代価が3 0 0 万円以上のものとする。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。	請負代価の1 0 分の2 以内。	(1) 工期の2 分の1 を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われていること。 (2) 工事の進捗額が当該契約額の2 分の1 以上であること。

(注) 被災地域とは、岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村をいう。

国土建第 5 6 8 号
令和 2 年 3 月 3 1 日

各都道府県主管部局長 殿

(契約担当課・建設業所管課扱い)

各政令指定都市主管部局長 殿

(契約担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公共工事の前金払及びその特例の取扱いについて（通知）

令和 2 年度における国土交通省直轄工事に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和 2 1 年勅令第 5 5 8 号）第 2 条第 3 号に規定する公共工事の代価の前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）について、別添 1 のとおり、国土交通大臣と財務大臣との間に同令第 4 条の規定に基づく協議が整い、東日本大震災の被災地域における特例については、岩手県、宮城県及び福島県において施工される国土交通省直轄工事について継続されることとなり、また、公共工事の代価の前金払をなすことができる範囲を拡大する特例についても継続されることとなったことから、別添 2 のとおり取り扱うこととしましたので、参考にされたく通知します。

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）附則第 7 条及び地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）附則第 3 条の規定に基づく地方公共団体発注工事に係る前金払及び中間前金払については、令和元年に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 1 7 年法律第 1 8 号）に基づき発注者共通の指針として定められ令和 2 年 1 月 3 0 日に改正された「発注関係事務の運用に関する指針」において、「下請業者や労働者等に対する円滑な支払を促進するため、支払限度額の見直し等による前金払制度の適切な運用、中間前金払・出来高部分払制度や下請セーフティネット債務保証事業又は地域建設業経営強化融資制度の活用等により、元請業者の資金調達の円滑化を図る。既に中間前金払制度を導入している場合には、発注者側からその利用を促すこと及び手

続の簡素化・迅速化を図ること等により、受注者にとって当該制度を利用しやすい環境の整備に努める。」とされており、また新たに測量、調査及び設計等の委託業務においても工事と同様の対応を求めています。

また、「公共工事の円滑な施工確保について」（令和２年１月３１日付け総行第２４号・国土入企第４７号）により、資金調達の円滑化のため、総務省及び国土交通省より、前金払（中間前金払を含む。）について、「未導入の団体については早急にその導入を図るとともに、地方自治法施行令等の規定により前金払をすることができる工事については、受注者である建設企業の意向も踏まえ、できる限り速やかに前金払を行うなど、前金払の迅速かつ円滑な実施に努めること。」を要請しております。

地域の建設業を取り巻く厳しい状況を踏まえ、建設企業の資金繰りの円滑化及びこれを通じた被災地域その他の地域における円滑かつ適正な施工の確保等を図るため前払金における支払限度額を請負代価の１０分の４未満の額としている場合はその撤廃を見据えた見直し、中間前金払の導入と認定手続の簡素化・迅速化、測量、調査及び設計等の業務における工事と同様の前金払制度の活用等、格段の御配慮をお願いいたします。

なお、各保証事業会社社長に対し、本特例に係る適切な対応について、別添３のとおり通知していますのでお知らせします。

都道府県におかれましては、貴管内の市区町村に対しても、周知をよろしくお願いします。



財計第 2 0 2 5 号
令和 2 年 3 月 3 0 日

国 土 交 通 大 臣 殿

財 務 大 臣

麻 生 太 郎



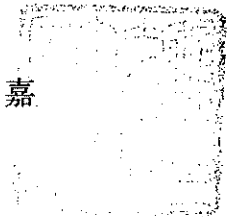
公共工事の代価の前金払について

令和 2 年 3 月 2 4 日付国官会第 2 7 7 0 9 号をもって協議のあった標記の
ことについては、異存のない旨回答する。

国官会第27709号
令和2年3月24日

財 務 大 臣 殿

国 土 交 通 大 臣
赤 羽 一 嘉



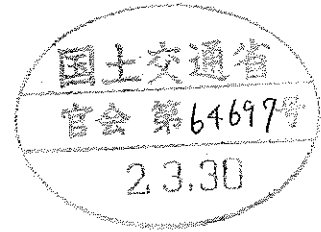
公共工事の代価の前金払について

令和2年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号。以下「臨時特例」という。）第2条第3号に規定する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社により前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の代価の前金払の範囲及び割合については、別紙に掲げるところにより実施したく、臨時特例第4条の規定により、協議する。

(別紙)

範 囲	割 合
(工 事) 1 件の請負代価が 3 0 0 万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費。 (設計又は調査) 1 件の請負代価が 3 0 0 万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査において、当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費。 (測 量) 1 件の請負代価が 2 0 0 万円以上の測量において、当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費。 (機械類の製造) 契約価格が 3, 0 0 0 万円以上で納入までに 3 か月以上の期間を要する土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類（本項中「工事用機械類」という。）の製造に必要な経費（契約価格が 3, 0 0 0 万円未満であっても、当該契約中に単価 1, 0 0 0 万円以上で、納入までに 3 か月以上の期間を要する工事用機械類の製造を含む場合は、当該工事用機械類の製造に必要な経費を含む。）。	請負代価の 1 0 分の 4（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 5）以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 1 0 分の 5（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 6）以内。 請負代価の 1 0 分の 3（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 4）以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 1 0 分の 4（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 5）以内。 請負代価の 1 0 分の 3（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 4）以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 1 0 分の 4（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 5）以内。 製造代価の 1 0 分の 3（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 4）以内。

(注) 被災地域とは、岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村をいう。

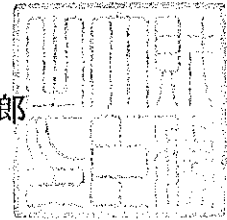


財計第2027号
令和2年3月30日

国土交通大臣 殿

財務大臣

麻生 太郎



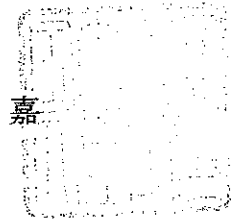
公共工事の代価の中間前金払について

令和2年3月24日付国官会第27710号をもって協議のあった標記のことについては、異存のない旨回答する。

国官会第27710号
令和2年3月24日

財 務 大 臣 殿

国 土 交 通 大 臣
赤 羽 一 嘉



公共工事の代価の中間前金払について

令和2年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号。以下「臨時特例」という。）第2条第3号に規定する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社により中間前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の代価の中間前金払の範囲及び割合については、別紙に掲げるところにより実施したく、臨時特例第4条の規定により、協議する。

(別紙)

範 囲	割 合	支 払 の 条 件
1 件の請負代価が1, 0 0 0 万円以上で、かつ、工期が1 5 0 日以上土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。以下同じ。）（ただし、被災地域において行われる工事については1 件の請負代価が3 0 0 万円以上のものとする。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。	請負代価の1 0 分の2 以内。	(1) 工期の2 分の1 を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われていること。 (2) 工事の進捗額が当該契約額の2 分の1 以上であること。

(注) 被災地域とは、岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村をいう。

国土交通省直轄工事に係る特例の対象工事

1. 国土交通省直轄工事に係る東日本大震災の被災地域における特例の対象工事は、次の（１）又は（２）のいずれかに該当する公共工事とする。

（１）平成２３年４月２２日から令和３年３月３１日までに新たに請負契約を締結した公共工事及び平成２３年３月１２日（東日本大震災発生日の翌日）以後に新たに請負契約を締結し平成２３年４月２２日から令和３年３月３１日までに変更契約を締結した公共工事であって、岩手県、宮城県及び福島県において施工されるもの

※施工される区域が岩手県、宮城県及び福島県とそれ以外の区域にまたがる工事についても適用される。

※国庫債務負担行為に係る工事についても適用される。

（２）平成２３年４月２２日から平成２８年３月３１日までに新たに請負契約を締結した公共工事及び平成２３年３月１２日以後に新たに請負契約を締結し平成２３年４月２２日から平成２８年３月３１日までに変更契約を締結した公共工事であって、東日本大震災に際し災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用された市町村の区域（岩手県、宮城県、福島県及び東京都を除く。以下同じ。）において施工されるもの

※施工される区域が東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域とそれ以外の区域にまたがる工事についても適用される。

※国庫債務負担行為に係る工事についても適用される。

2. 使途拡大特例の適用対象となる前払金（中間前払金を含まない。以下同じ。）は、平成28年4月1日から令和3年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事（国庫債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金で、令和3年3月31日までに払出しが行われるものとする。

なお、特例により前金払の対象となるのは、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）とし、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25とされている。

また、平成28年4月1日から令和2年3月31日までに請負契約を締結した工事に係る令和2年度の特例の適用については、発注者と受注者間で協議の上当該請負契約を変更し、特例を適用するものとする。

国土建第567号
令和2年3月31日

各保証事業会社社長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公共工事の前金払及びその特例の取扱いについて（通知）

令和2年度における国土交通省直轄工事に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第2条第3号に規定する公共工事の代価の前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）について、別添のとおり、国土交通大臣と財務大臣との間に同令第4条の規定に基づく協議が整い、東日本大震災の被災地域における特例が継続されることとなりました。また、公共工事の代価の前金払をなすことができる範囲を拡大する特例についても継続されることとなりました。

これを受け、下記の通り取り扱うこととしますので、適切に対応されるようよろしくお願いします。

また、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条の規定に基づく地方公共団体発注工事に係る前金払及びその特例についても、引き続き、適切に対応されるようよろしくお願いします。

記

1. 東日本大震災の被災地域における特例の対象となる公共工事は、次のとおりとする。

(1) 平成23年4月22日から令和3年3月31日までに新たに請負契約を締結した公共工事及び平成23年3月12日（東日本大震災発生日の翌日）以後に新たに請負契約を締結し平成23年4月22日から令和3年3月31日までに変更契約を締結した公共工事であって、岩手県、宮城県及び福島県において施工されるもの

※施工される区域が岩手県、宮城県及び福島県とそれ以外の区域にまたがる工事についても適用される。

※国庫債務負担行為に係る工事についても適用される。

(2) 平成23年4月22日から平成28年3月31日までに新たに請負契約を締結した公共工事及び平成23年3月12日以後に新たに請負契約を締結し平成23年4月22日から平成28年3月31日までに変更契約を締結した公共工事であって、東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（岩手県、宮城県、福島県及び東京都を除く。以下同じ。）において施工されるもの

※施工される区域が東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域とそれ以外の区域にまたがる工事についても適用される。

※国庫債務負担行為に係る工事についても適用される。

2. 使途拡大特例の適用対象となる前払金（中間前払金を含まない。以下同じ。）は、平成28年4月1日から令和3年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事（国庫債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金で、令和3年3月31日までに払出しが行われるものとする。

なお、特例により前金払の対象となるのは、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）とし、これらに充てられる前払金

の上限は、前払金額の100分の25とされている。

また、平成28年4月1日から令和2年3月31日までに請負契約を締結した工事に係る令和2年度の特例の適用については、発注者と受注者間で協議の上当該請負契約を変更し、特例を適用するものとする。

別添

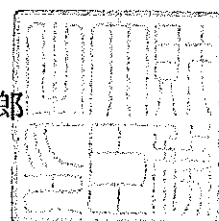


財計第 2 0 2 5 号
令和 2 年 3 月 3 0 日

国土交通大臣 殿

財務大臣

麻生 太郎



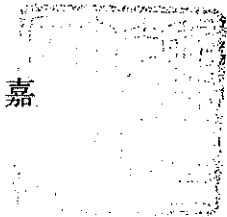
公共工事の代価の前金払について

令和 2 年 3 月 2 4 日付国官会第 2 7 7 0 9 号をもって協議のあった標記のことについては、異存のない旨回答する。

国官会第27709号
令和2年3月24日

財 務 大 臣 殿

国 土 交 通 大 臣
赤 羽 一 嘉



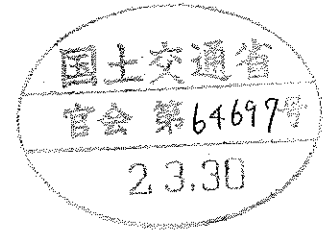
公共工事の代価の前金払について

令和2年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号。以下「臨時特例」という。）第2条第3号に規定する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社により前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の代価の前金払の範囲及び割合については、別紙に掲げるところにより実施したく、臨時特例第4条の規定により、協議する。

(別紙)

範 囲	割 合
(工 事) 1 件の請負代価が 3 0 0 万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費。 (設計又は調査) 1 件の請負代価が 3 0 0 万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査において、当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費。 (測 量) 1 件の請負代価が 2 0 0 万円以上の測量において、当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費。 (機械類の製造) 契約価格が 3, 0 0 0 万円以上で納入までに 3 か月以上の期間を要する土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類（本項中「工事用機械類」という。）の製造に必要な経費（契約価格が 3, 0 0 0 万円未満であっても、当該契約中に単価 1, 0 0 0 万円以上で、納入までに 3 か月以上の期間を要する工事用機械類の製造を含む場合は、当該工事用機械類の製造に必要な経費を含む。）。	請負代価の 1 0 分の 4（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 5）以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 1 0 分の 5（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 6）以内。 請負代価の 1 0 分の 3（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 4）以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 1 0 分の 4（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 5）以内。 請負代価の 1 0 分の 3（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 4）以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 1 0 分の 4（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 5）以内。 製造代価の 1 0 分の 3（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 4）以内。

(注) 被災地域とは、岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村をいう。



財計第2027号
令和2年3月30日

国土交通大臣 殿

財務大臣

麻生 太郎



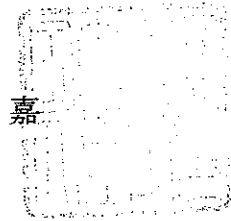
公共工事の代価の中間前金払について

令和2年3月24日付国官会第27710号をもって協議のあった標記のことについては、異存のない旨回答する。

国官会第27710号
令和2年3月24日

財 務 大 臣 殿

国 土 交 通 大 臣
赤 羽 一 嘉



公共工事の代価の中間前金払について

令和2年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号。以下「臨時特例」という。）第2条第3号に規定する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社により中間前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の代価の中間前金払の範囲及び割合については、別紙に掲げるところにより実施したく、臨時特例第4条の規定により、協議する。

(別紙)

範 囲	割 合	支 払 の 条 件
1 件の請負代価が1, 0 0 0 万円以上で、かつ、工期が1 5 0 日以上土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。以下同じ。）（ただし、被災地域において行われる工事については1 件の請負代価が3 0 0 万円以上のものとする。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。	請負代価の1 0 分の2 以内。	(1) 工期の2 分の1 を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われていること。 (2) 工事の進捗額が当該契約額の2 分の1 以上であること。

(注) 被災地域とは、岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村をいう。